

通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について（概要）

（平成29年5月22日 鹿生企第283号ほか）

本通達は、関係機関・団体，地域住民等と連携した通学路等における子供の被害防止対策について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 通学路等における犯罪や前兆事案に対する先制・予防的活動の推進
- 不審者情報等の迅速な把握と情報の共有化
- 関係機関・団体，地域住民等との連携による予防対策の強化
- 恒常的な見守り活動の推進
- 子供が利用する施設等に対する協力要請の実施
- 被害防止教育の推進

等である。